【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（第十三条　削除）

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　重要な設備の新設、拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　連結損益計算書及び損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書及び連結損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金（相互会社にあつては、基金（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十六条に規定する基金償却積立金を含む。）の総額。以下「基金等の総額」という。）の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書及び連結損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書及び連結損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株（優先出資にあつては、一口。以下同じ。）当り配当額及び配当性向

ヘ　株価（優先出資にあつては、その価格。以下同じ。）の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書及び連結損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書及び連結損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】 （改正なし）

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書及び連結損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（届出仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項及び第九条各号に掲げる事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、届出仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】

（改正後）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失（当期利益又は当期損失がある場合には、当期純利益又は当期純損失に代えて当期利益又は当期損失）

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】

（改正後）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び当期純利益又は当期純損失（当期利益又は当期損失がある場合には、当期純利益又は当期純損失に代えて当期利益又は当期損失）

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び法人税等控除後未処分利益剰余金当期増加高又は当期減少高

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項以外の事項とする。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格

ロ　利率及び償還期限

ハ　新規発行による手取金の額及び使途

ニ　資本金の推移

ホ　一株当り配当額及び配当性向

ヘ　株価の推移

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）

チ　損益計算書のうち、売上高及び法人税等控除後未処分利益剰余金当期増加高又は当期減少高

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項

ロ　本国における法制等の概要

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち、株主の権利行使の手続等

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

（改正前）

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書（以下「仮目論見書」という。）については、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、前条に規定する事項の内容のうち当該各号に掲げる事項以外の事項の内容を省略して記載することができる。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格に関する事項

ロ　利率及び償還期限に関する事項

ハ　新規発行による手取金の額及び使途に関する事項

ニ　資本金の推移に関する事項

ホ　一株当たり配当額及び配当性向に関する事項

ヘ　株価の推移に関する事項

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）に関する事項

チ　損益計算書のうち売上高及び法人税等控除後未処分利益剰余金当期増加高又は当期減少高に関する事項

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項（外国会社がその子会社の全部又は一部との連結財務諸表を継続的に作成している場合には、連結財務諸表の前号チに掲げる事項に相当する事項を含む。）

ロ　本国における法制等の概要に関する事項

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち株主の権利行使の手続等に関する事項

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（仮目論見書の記載内容の一部省略）

**第十三条**　法第十三条第三項の規定により、届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書（以下「仮目論見書」という。）については、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、前条に規定する事項の内容のうち当該各号に掲げる事項以外の事項の内容を省略して記載することができる。

一　内国会社

イ　発行価格又は売出価格に関する事項

ロ　利率及び償還期限に関する事項

ハ　新規発行による手取金の額及び使途に関する事項

ニ　資本金の推移に関する事項

ホ　一株当たり配当額及び配当性向に関する事項

ヘ　株価の推移に関する事項

ト　設備の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画（新規発行による手取金が使用されないものを除く。）に関する事項

チ　損益計算書のうち売上高及び法人税等控除後未処分利益剰余金当期増加高又は当期減少高に関する事項

二　外国会社

イ　前号に掲げる事項（外国会社がその子会社の全部又は一部との連結財務諸表を継続的に作成している場合には、連結財務諸表の前号チに掲げる事項に相当する事項を含む。）

ロ　本国における法制等の概要に関する事項

ハ　本邦における株式事務等の概要のうち株主の権利行使の手続等に関する事項

２　前項各号に掲げる事項の内容は、仮目論見書に要約して記載することができる。

３　前二項の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書は、投資者に誤解を生じさせることとなるものであつてはならない。